

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 安田こずえ

『1920年代アメリカにおける女性の喫煙と反紙巻タバコ運動——地域共同体の秩序をめぐる——』と題する本論文は、社会経済体制が生産から消費に移行した時代のアメリカ合衆国で、女性の新しい行動倫理に地域共同体がいかに抵抗し、新たなジェンダー秩序を模索したかを「女性の喫煙」を切り口に実証的に分析した論考である。女性が連邦レベルで参政権を獲得し、高学歴化や職場進出を果たした20年代に紙巻タバコの喫煙は女性解放を表象するものとして広く普及したと従来の研究では見なされてきたが、本論の筆者は普及を裏付ける信頼すべきデータが不足していることを指摘し、また、女性の喫煙が定着していたのだとしたら、なぜ若い女性教師や女子学生の喫煙が裁判や退学処分につながる事態が頻発したのかという問題に着目し、女性の喫煙を扱った広範な言説を当事者の発言や地域共同体の実態に即して解き明かした。

調査方法として、『ニューヨーク・タイムズ』『ワシントン・ポスト』『シカゴ・トリビューン』『ロサンゼルス・タイムズ』など主要新聞から小規模な地方紙、業界紙に掲載された女性の喫煙に関する500点以上の記事と広告を丹念に分析したこと、およびフィールドワークを含めた裁判記録の詳細な調査により、これまでのアメリカにおける先行研究よりもはるかに充実した資料をもとに当時の女性の喫煙の実態に迫ることに成功している。その結果、この問題を通じて20年代アメリカ社会における複数の対立軸を浮き彫りにしたことも、高い評価に値する。

本論文は以下の構成からなる。序章でマイケル・シャドソンやカサンドラ・テイトを中心とする先行研究の問題点を検討したうえで、第一章では、タバコ史のなかの女性を概観し、紙巻タバコの機械生産を契機に中産階級の女性にも見られるようになった喫煙行為について、健康・道徳を理由とした批判の広がりを論じている。第二章では、19世紀末に発足したアメリカ反紙巻タバコ連盟の支持基盤が一枚岩ではなく、中小都市の白人中産階級・福音主義者・禁酒運動家・教育者のほか、葉巻生産者組合など他の種類のタバコ製品の製造者も含んでいたことに注目している。さらには、会員50万人を数え、1910年には中西部を中心に10州で紙巻タバコの販売を禁止する州法を成立させ、翌年にはシャーマン法によってアメリカン・タバコ・トラストを解体に追い込む勢いであったこの運動が、第一次大戦で紙巻タバコが戦場の兵士に広く普及して「愛国主義」や「男らしさ」の表象となった結果、攻撃目標を若い女性の喫煙に絞ったプロセスが論じられ、また、ホテルやレストラン、鉄道などの公共空間での女性の喫煙が巻き起こした全国的な論争を考察している。

つづく第三章・第四章では、喫煙女性をめぐるミシガンとニュージャージーの裁判に関する公的記録と新聞報道を吟味し、特に後者の事件については二度の現地調査で従来の研究では取り上げられることがなかった当該喫煙女性教師の行政裁判敗訴後の民事裁判勝訴の詳細を解明して、地域共同体のジェンダー秩序回復に向けた交渉の過程を示した。最後の第五章では、女性向けの初の本格的な喫煙新聞広告の開始時期とカンザス州を最後に反紙巻タバコ法が完全撤廃された時期との相互関係および広告の内容を検討し、タバコ会社が警戒心と周到な準備のもとに女性市場開拓に着手した実情を明らかにしており、これも女性の喫煙普及を前提として広告活動が全国展開されたとする従来の単線的な解釈に修正を迫るものである。

さらに本論全体を通じた独自の見解として、以下が特筆される。本研究は第一に 1920 年代の反紙巻タバコ運動が、ジェンダー化されていた側面、階級・人種防衛のための道徳運動の側面、反トラストという革新主義運動の側面、タバコ業界内のシェア獲得競争の側面を併せ持つ複合的組織として機能していたことを示した。第二に、女性向けの喫煙広告は女性の喫煙実態よりは、むしろ反紙巻タバコ運動や世論の動向に配慮する形で開始されたこと。第三に、女性の喫煙について各地域共同体では伝統的慣習と個人の権利との間で微妙な調整が行なわれ、特に農村部においては激しい反発を伴ったこと。つまり、同時代の禁酒法や進化論教育をめぐるスコープス裁判、移民制限運動などと同様に、女性の喫煙に対する反対運動には近代合理性や世俗化に対するアメリカ社会の根強い保守イデオロギーが集約されていた状況を広範に分析したことによって、本論はアメリカ地域文化研究の特に 20 年代社会史、ジェンダー研究に大きな貢献をなすと言うことができる。

こうした多くの長所の一方で、審査会においては問題点もいくつか指摘された。まず、本論が依拠した新聞報道の客観性や党派性についての議論がいまひとつ不十分であること、また、反紙巻タバコ法撤廃をめぐる議論を分析するためにカンザス州の地方新聞も対象に含めるべきであったこと、「文化変容」「共同体」「公共性」といった概念についてより踏み込んだ考察が必要であることなどである。しかし、これらはいずれも本研究の総合的かつ本質的な価値を損なうものではないというのが、審査員全員の一致した意見であった。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。